



平成 28 年 3 月 23 日

各 位

会 社 名 オエノンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 西永 裕司
(コード番号 2533 東証第一部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長
牛込 真澄 (TEL 03-3575-2777)

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」制定のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の制定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 「コーポレートガバナンスに関する基本方針」制定の目的
コーポレートガバナンスに関する基本方針は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るため、東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を踏まえ、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・枠組みを示すことを目的としております。
2. 「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の構成
本基本方針は、以下の事項について定めております。
第1章 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
第2章 株主の権利・平等性の確保
第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
第4章 適切な情報開示と透明性の確保
第5章 取締役会等の責務
第6章 株主との対話
第7章 改廃
3. 「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の開示先
詳細は別紙の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」をご参照ください。
なお、当社ウェブサイト (<http://www.oenon.jp/>) においても開示しております。
4. 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」提出について
本日、本基本方針の開示と同時に、上記取組みを反映させた「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を東京証券取引所に提出しております。

以 上

コーポレートガバナンスに関する基本方針

第1章 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「自然の恵みを活かし、バイオ技術をベースに、人々に食の楽しさと健やかな暮らしを提供します。」というグループ企業理念の下、酒類や酵素医薬品等の分野において、発酵技術を核とする「バイオテクノロジー」をベースとした事業を展開しております。

その中において、当社グループは、お客様に「安心」・「安全」をお届けすることを第一に考え、グループの普遍概念である「顧客志向」・「収益志向」に則り事業活動を行い、併せて「将来価値の共創」に資する取組みを進め、経営品質の向上、ひいてはグループの持続的成長及び中長期的な企業価値最大化を目指しております。

当社グループは、かかる経営品質の向上、グループの持続的成長及び企業価値最大化の実現に向けて、経営の意思決定過程の透明性・公正性を担保しつつ、これを前提とした迅速・果敢な意思決定を促すことができるコーポレートガバナンス体制の構築に取り組んでまいります。

第2章 株主の権利・平等性の確保

1. 基本的な考え

当社は、株主（特に、少数株主や外国人株主）の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境を整備します。また、当社は、株主の実質的な平等性の確保に努めます。〔1〕

2. 株主の権利の確保

当社は、少数株主及び外国人株主を含むすべての株主の権利が実質的に確保されるよう、適切に対応します。〔1-1〕

- (1) 当社取締役会は、株主総会における議決権行使結果を真摯に受け止め、反対率が20%を超えた場合には、その原因を分析し、必要に応じて、株主との対話その他の対応を行います。

〔1-1①〕

- (2) 当社は、コーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整備されていると判断した場合には、経営判断の機動性・専門性の確保のため、必要に応じて、株主総会の決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案することを検討します。

〔1-1②〕

- (3) 当社は、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）を含めた株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮します。[1-1③]

3. 株主総会における権利行使

当社は、株主総会が株主との重要な対話の場であると認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備に努めます。[1-2]

- (1) 当社は、株主総会招集通知、参考書類及び事業報告の充実化（絵、写真、図表の利用による記載上の工夫等）や証券取引所への適時開示や当社ウェブサイトへの掲示等を通じて、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を、積極的に提供します。

[1-2①]

- (2) 当社は、株主総会招集通知をできる限り早期に発送するとともに、株主総会招集通知の発送に先立ち、株主総会開催日の3週間以上前までに、その内容をTDnetや当社ウェブサイト等において公表するよう努めます。[1-2②]

- (3) 当社は、定時株主総会開催日を、いわゆる集中日を避けて設定します。[1-2③]

- (4) 当社は、インターネットによる電子行使の導入や議決権電子行使プラットフォームの利用、必要に応じた株主総会招集通知の英訳を通じて、株主の議決権行使の利便性の確保に努めます。

[1-2④]

- (5) 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において信託銀行等に代わって議決権行使等の株主権の行使をすることを予め希望する場合は、信託銀行等との協議を行ったうえで、適切に対応します。なお、具体的な対応方法等については、全国株懇連合会が制定した「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」等を参考にして、信託銀行等と協議を行い、引き続き検討します。[1-2⑤]

4. 資本政策の基本的な方針

- (1) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、次に掲げる3つの項目のバランスを保ちつつ資本政策を進めていくことを基本方針とします。[1-3]

① 資本効率の向上

内部留保資金については、将来の成長に繋がる分野への積極的な研究開発投資・設備投資やM&Aによる事業拡大などに活用し、資本効率の向上に努める。

「中期経営計画2020」では、2020年において自己資本利益率（ROE）を10%以上とすることを目標としております。

② 株主への還元

株主還元については、当社の業績、連結決算の状況、中長期的な収益状況、設備投資計画、適正な内部留保額、配当性向などを総合的に勘案しながら、継続的・安定的に配当を行うこととする。

「中期経営計画2020」では、連結配当性向30%を目安とし、2020年において1株当たりの配当金を10円とすることを目標としております。

また、経営環境の変化への対応や資本効率の向上等のため、必要に応じて、自己株取得を検討する。

③ 財務健全性の維持

株主資本については、継続的な成長投資と突発的なリスクへの備えを両立できる十分な水準を維持することとする。

- (2) 当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資・MBO等を含む）を実行する場合、既存株主を不当に害することのないよう、株主に対する受託者責任を全うする観点から、独立社外取締役・独立社外監査役を含む取締役会において、その必要性・合理性を充分検討します。また、その実行に際しては、法令及び証券取引所が定める手続並びに関係省庁が定めるガイドラインに従った適正な手続を確保するとともに、株主への十分な説明に努めます。[1-6]

5. 政策保有株式

当社は、当社グループの取引関係を維持・強化し、中長期的な企業価値向上に繋げることを目的として、上場会社の株式を政策的に保有しています。

当社取締役会は、主要な政策保有株式について、保有目的を踏まえたリターンとリスクを毎年検証し、株式保有が取引関係の維持・強化を通じて当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合には、保有を継続することとします。

政策保有株式の議決権の行使については、当社の中長期的な企業価値向上に資するか等を合理的に判断した上で議決権を行使することを基本方針とします。[1-4]

6. 買収防衛策

当社は、買収防衛策の更新時と比較し、当社を取り巻く経営環境等が変化しており、当社グループの企業価値の向上を更に進めていくうえで、本大規模買付ルール継続の意義が、金融商品取引法による大量買い付け行為に関する規制の整備が浸透していることにも鑑みると相対的に低下してきているものと判断し、第109回定時株主総会の終結の時をもって買収防衛策を継続しない（廃止することとしました。[1-5]

- (1) 当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者とは、当社グループの財務、事業の内容及び当社グループの企業価値を十分に理解し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保し、向上を可能とする者でなければならいと考えております。

当社取締役会は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模

買付者によって当社株式が公開買付け等に付された場合には、株主が株式を手放す権利を不当に妨げないよう、以下の措置を講じることとします。[1-5①]

- ① 公開買付者等に対して、大規模買付行為の是非を株主が適切に判断するための必要かつ十分な情報開示を求めます。
- ② 公開買付等に対する当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の検討に必要な時間の確保に努める等、適切な措置を講じます。

7. 関連当事者間の取引

当社がその役員又は主要株主等と取引を行う場合には、当該取引について予め独立社外取締役を含めた取締役会の承認を得ることとし、事後に遅滞なく取締役会に報告することとします。[1-7]

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

1. 基本的な考え

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めます。

当社取締役会は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮します。[2]

2. 企業理念

当社グループは、「自然の恵みを活かし、バイオ技術をベースに、人々に食の楽しさと健やかなくらしを提供します。」というグループ企業理念の下、酒類や酵素医薬品等の分野において、発酵技術を核とする「バイオテクノロジー」をベースとした事業を展開し、当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に努めます。[2-1]

3. 普遍概念・行動原則

当社グループは、「顧客志向」「収益志向」をグループの普遍概念とし、これを行動の基準とします。また、企業理念及び普遍概念を体現するために必要な考え方として、次の行動原則を定めます。

- ① グローバルスタンダードに基き戦略的に考え、行動します。
- ② 顧客からの信頼を高め、新しい価値を創造し提供します。
- ③ 自分の役割を認識し、最後まで責任を全うします。
- ④ 自由な発想を大切にし、働きがいのある企業を目指します。

当社グループは、かかる原則の実践を通じて、ステークホルダーとの適切な協働とその利益の尊重に努めるとともに、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出の達成を目指します。

当社取締役会は、企業理念、普遍概念、行動原則を当社グループの事業活動の第一線にまでに広く浸透し、遵守されるよう、その当社グループ全体への周知・啓蒙に努めます。また、必要に応じて、

行動原則を見直し、改訂します。[2-2]

- (1) 当社取締役会は、普遍概念・行動原則が広く実践されているか否かについて、適宜又は定期的
にレビューを行い、必要な対応をとることで、普遍概念・行動原則の趣旨・精神を尊重する企業
文化・風土の醸成に努めます。[2-2①]

4. サステナビリティを巡る課題

当社グループは、企業理念及び普遍概念に基づいた事業活動を通じて、社会・環境問題をはじめと
するサステナビリティを巡る課題の解決に取り組むことで、よき企業市民として社会に信頼される
企業を目指します。[2-3]

- (1) 当社取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理
の一部であると認識し、適確に対処するとともに、これらの課題解決に積極的・能動的に取り組
みます。[2-3①]

5. 社内の多様性の確保

当社は、当社グループの持続的成長及び中長期的な企業価値の向上のためには、多様な価値観に基
づく多様な視点をもつ人財が不可欠であるという考え方の下、当社グループの役員、従業員の属性の
多様化を図り、特性や個性を活かす組織づくりを推進します。

具体的には、「性別」「年齢」「障害」「国籍」の4つの観点からの組織づくりを推進し、中でも、女
性活躍推進を重点課題として取り組みます。[2-4]

6. 内部通報

当社は、当社グループの従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法又は不適切な行
為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が
客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報制度を整備します。当社取締役会は、その運用状
況を監督します。[2-5]

- (1) 当社は、経営陣から独立した窓口として、社外の弁護士への窓口を設けています。また、「内部
通報制度に関する規程」において、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する定めを設けて
います。[2-5①]

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

1. 基本的な考え

当社は、株主をはじめとする各種ステークホルダーの信頼の確保、ひいては当社の持続的成長及び
中長期的な企業価値の向上の実現のため、当社の財務状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経

営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行います。これとともに、法令に基づく開示以外の情報提供についても、積極的に取り組みます。

また、株主との建設的な対話を行う上で基盤となる情報の開示については、当社ウェブサイト等で、正確で分かりやすく、情報として有用性の高い内容となるよう努めます。〔3〕

2. 情報開示の充実

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するため、以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行います。〔3-1〕

- ① 当社は、企業理念、経営戦略、中期経営計画を策定し、当社ウェブサイトにて開示します。
- ② 当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及びコーポレートガバナンスの基本方針を策定し、当社ウェブサイトにて開示します。
- ③ 当社は、取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続を策定し、当社ウェブサイトにて開示します。
- ④ 当社は、取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続を策定し、当社ウェブサイトにて開示します。
- ⑤ 当社は、社外取締役候補者・社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知等において開示します。社外取締役・社外監査役を除いた取締役・監査役候補者の選任理由についても、来年度以降の定時株主総会の招集通知等において開示します。

(1) 当社取締役会は、情報開示にあたり、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、株主をはじめとする各種ステークホルダーにとって付加価値の高い記載となるよう努めます。〔3-1①〕

(2) 当社は、英語版ウェブサイトを開設します。英語版ウェブサイトには、有価証券報告書、四半期報告書のサマリーやファクトブック等を掲載します。また、狭義の株主総会招集通知及び参考書類についても英語版を作成します。〔3-1②〕

3. 外部会計監査人

当社は、外部会計監査人が株主や投資家に対して監査等を通じて当社が開示する情報の信頼性を担保する責務を負っていることを踏まえ、外部会計監査人が適正な監査ができる環境を整備します。

〔3-2〕

(1) 当社監査役会は、外部会計監査人の適切な選定・評価のための基準を策定し、外部会計監査人を評価します。また、当社監査役会は、外部会計監査人の独立性・専門性判断の基準を策定し、外部会計監査人の独立性・専門性を確認します。〔3-2①〕

(2) 当社は、外部会計監査人の適正な監査の確保のために以下の対応を行います。〔3-2②〕

- ① 外部会計監査人との事前協議の上、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保し

ます。

- ② 外部会計監査人から面談等の要請があった場合、代表取締役及び担当取締役は必ずこれに応じるものとします。
- ③ 外部会計監査人と監査役、監査室は、必要に応じて会合を開き、常に連携を図ります。
今後は、外部会計監査人と社外取締役が連携できる体制の整備を検討します。
- ④ 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合、代表取締役の指示の下、速やかに調査を行い、是正することとします。また、当社監査役も、調査及び取締役等の調査報告の確認を行い、必要があれば代表取締役に対して是正を求めることとします。

第5章 取締役会等の責務

1. 基本的な考え

当社グループは、「経営の監督機能と執行機能」を明確に区分する純粋持株会社体制を採用しています。業務執行は基本的に傘下のグループ会社が担当し、持株会社である当社は、当社グループの経営方針・経営戦略・中期経営計画を策定することにより当社グループが目指すべき方向を示すとともに、グループ各社の経営が当該方向に沿うものかどうか監視・監督することを主要な役割とします。

当社は、監査役会設置会社体制を採用し、取締役会による業務執行の監督、独任制の各監査役による監査という二重のチェック機能によって、経営の意思決定の透明性・公正性を確保します。

当社取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社グループの持続的成長及び長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図ることをその責務とします。

また、当社取締役会は、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ各社の業務執行に係る重要事項について事前協議や報告を求める等を通じて、グループ各社の経営を監督し、グループ全体のガバナンスの向上を図ることによって、グループ各社の適切なリスクテイクを支える体制を確保します。

更に、独任制の各監査役による監査に加え、独立した客観的立場にある独立社外取締役を選任することで、代表取締役及び担当取締役の業務執行に対する実効性の高い監督体制の更なる強化を図ります。[4]

2. 取締役会の役割・責務

- (1) 当社取締役会は、社外取締役を交えた建設的な議論を行い、企業理念を踏まえた当社グループの経営方針・経営戦略・中期経営計画等を策定します。また、当社取締役会は、かかる経営方針・経営戦略・中期経営計画等を踏まえ、グループ各社の経営の監視・監督を行います。[4-1]

ア. 当社取締役会は、法令に規定された事項、定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他の経営上の重要な事項を決定し、それ以外の業務執行の意思決定に関しては、代表取締役及び各担当取締役に委任します。

代表取締役及び担当取締役は、委任された事項に関する意思決定の結果及び執行状況について、

取締役会へ報告します。[4-1①]

イ. 当社取締役会は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に努めます。

中期経営計画の達成状況については、十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映することとします。[4-1②]

ウ. 当社は、当社グループ内の中核子会社の取締役又は執行役員として経営の意思決定に関与させることを通じて、当社取締役の後継者として必要となる知識・経験・能力を培わせています。

また、当社の取締役としてグループ経営の意思決定に関与させることを通じて、当社代表取締役の後継者として必要となる知識・経験・能力を培わせています。

当社取締役会は、取締役候補者の指名手続及び代表取締役の選定手続を通じて、後継者として必要となる知識・経験・能力の集積状況を把握し、育成計画を監督します。[4-1③]

(2) 当社取締役会は、代表取締役及び担当取締役の健全な企業家精神に基づく提案について、独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行います。これとともに、承認した提案が実行される際に、代表取締役及び担当取締役の迅速・果断な意思決定を支える環境を整備します。

当社取締役の報酬については、中長期的な業績等と連動する報酬制度を導入していませんが、今後は、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブが機能する仕組みの導入を検討します。[4-2]

ア. 当社は、単年度の業績に連動した役員報酬制度を採用していますが、中長期的な業績等と連動する制度を導入していません。今後は、報酬委員会を新たに設置し、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定する等、持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能する仕組みの導入を検討します。[4-2①]

(3) 当社は、独立した客観的な立場から、代表取締役及び担当取締役に対する実効性の高い監督を行うことが取締役会の主要な役割・責務の一つであることを認識しています。かかる認識に基づき、当社は、独立社外取締役を含む取締役会において、会社の業績等を適切に評価し、その評価を取締役の人事に適切に反映できる環境を整備します。

当社取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう、適時開示体制を適切に整備し、その運用を監督します。また、内部統制システム・リスク管理体制を適切に整備し、その運用を監督します。

当社取締役会は、取締役・主要株主等の関連当事者との取引においては、独立社外取締役を含めた取締役会の事前承認を要することとし、利益相反を監督します。[4-3]

ア. 当社取締役会は、取締役の選任・解任に関する事項については、審議プロセスの公正性・透明性を高めるため、取締役会での審議に先立ち、独立社外取締役に対して、代表取締役が会社の業

績等の評価を踏まえた原案を説明するとともに、新任候補者との面談の機会を確保しています。取締役会においては、代表取締役から原案の趣旨等について十分な説明を受けた上で、独立社外取締役を含めた取締役会メンバーがその妥当性を審議します。[4-3①]

イ. 当社取締役会は、代表取締役及び担当取締役に対する実効性の高い監督の実現及び財務情報を含めた情報開示の信頼性の確保のため、コンプライアンスや財務報告に係る内部統制、リスク管理体制を整備し、その運用状況の有効性を評価し、監督します。[4-3②]

(4) 当社取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当社及び株主共同の利益のために、その職務を執行します。[4-5]

3. 監査役会の役割・職務

(1) 当社監査役及び監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、取締役の職務執行の監査、外部会計監査人の選任・解任や監査報酬に係る権限の行使について、独立した客観的な立場で適切に判断します。

当社監査役及び監査役会は、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、能動的・積極的に業務監査・会計監査の権限を行使し、取締役会において又は代表取締役及び担当取締役に対して適切に意見を述べることとします。[4-4]

ア. 当社社外監査役は、独立した客観的立場から取締役の職務執行を監査します。また、専門的知識に基づく大所高所の観点から取締役に対して意見を述べています。当社常勤監査役は、その高度な情報収集能力を発揮し、精度の高い監査を行っています。

当社監査役会は、かかる社外監査役の強固な独立性と常勤監査役の高度の情報収集能力を有機的に組み合わせ、監査の実効性を高めます。

当社監査役会は、独立社外取締役との会合等を実施することによって、独立社外取締役との連携を確保し、独立社外取締役の情報集能力の強化を図ります。[4-4①]

(2) 当社監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当社及び株主共同の利益のために、その職務を執行します。[4-5]

4. 独立取締役

(1) 当社は、独立社外取締役を2名以上選任し、経営の監督の実効性を確保します。[4-6]

(2) 当社の独立社外取締役は、次に掲げる役割を果たすことをその責務とします。[4-7]

- ① 経営の方針や経営改善に対して、その知見に基づき、助言を行うこと。
- ② 取締役会の重要な業務執行の意思決定を通じ、経営の監督を行うこと。
- ③ 会社と取締役・支配株主等との利益相反を監督すること。
- ④ 株主からの受託者責任を認識しつつ、取締役・支配株主から独立した立場で、少数株主

をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に反映すること。

- (3) 当社は、「取締役候補者指名方針」及び「社外役員の独立性に関する基準」に基づき、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する役割・責務を果たすことができる独立社外取締役を2名以上選任します。[4-8]

ア. 独立社外取締役は、取締役会において積極的に意見・指摘・諮問できるよう、各監査役との会合を開催し、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図ります。[4-8①]

イ. 当社は、取締役会での審議に先立ち、代表取締役が独立社外取締役に対して原案を説明する機会を設けるなどして、経営との連絡体制を整備しているため、「筆頭独立社外取締役」を設置する予定はありません。

また、独立社外取締役は、必要に応じて、監査役に対して調査権の行使を依頼するなど、監査役又は監査役会と協働して経営に対する監督の実効性を確保します。[4-8②]

- (4) 当社取締役会は、独自の「社外役員の独立性に関する基準」を策定し、当社ウェブサイトに表示します。[4-9]

5. 任意の仕組みの活用

当社は、必要に応じて、任意の仕組みの導入を検討し、更なる統治機能の充実に努めます。
[4-10]

- (1) 取締役候補者の指名については、取締役会での審議に先立ち、代表取締役が独立社外取締役に対して原案を説明するとともに新任候補者との面談の機会を確保し、取締役会において、独立社外取締役を含めた取締役会メンバーが原案の妥当性を審議することによって、審議プロセスの公正性・透明性を強化します。

取締役の報酬については、取締役会から一任を受けた代表取締役が、独立社外取締役の助言を得た上で、株主総会で決議された報酬総額の枠内において具体的支給額を決定します。

今後は、取締役会の下に、2名以上の独立社外取締役と代表取締役とで構成される報酬委員会を設置し、取締役の報酬の決定に係る審議プロセスの公正性・透明性を更に強化します。[4-10①]

6. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で当社取締役会を構成します。

当社は、監査役として、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任します。

当社取締役会は、取締役会全体の実効性評価を実施していませんが、今後は、その機能の向上を図るため、取締役会全体の実効性の分析・評価を行うことを検討します。[4-11]

(1) 当社は、経験・知識・能力等における多様性に配慮することが会社の持続的な成長を確保する上で強みになり得ると考え、生産・営業・管理の各部門において強みを発揮できる取締役と独立した客観的立場から経営の監督を行うことができる2名以上の独立社外取締役で、当社取締役会を構成します。

取締役の員数は、定款で定める10名以内とします。なお、現在の取締役の員数は7名で、その内社外取締役は2名です。

当社取締役会は、取締役としての必要な見識、能力、高い倫理観、公正さ、誠実さを有する人物を、取締役候補者として指名します。

取締役選任議案は、代表取締役から原案の趣旨等について十分な説明を受けた上で、独立社外取締役を含めた取締役会メンバーがその妥当性を審議し、株主総会に提出されます。[4-11①]

ア. 当社は、取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を振り分けることができるよう、他の上場会社の会社役員（取締役、監査役又は執行役）を兼務する場合には、事前に取り締役会の承認を要することとします。

取締役及び取締役候補者の重要な兼職の状況は、株主総会招集通知の参考書類や事業報告等において開示します。[4-11②]

イ. 当社は、現在取締役会全体の実効性評価を実施していませんが、今後は、その機能の向上を図るために、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性の分析・評価を行い、その結果の概要を開示することを検討します。[4-11③]

7. 取締役会における審議の活性化

当社取締役会は、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めます。[4-12]

(1) 当社取締役会は、取締役会における審議の活性化を図るため、以下の点に留意した会議運営を確保します。[4-12①]

- ① 取締役会資料は、事前に取り締役・監査役へ配布すること。
- ② 必要に応じて、追加資料の提供、直接補充説明等の情報提供に努めること。
- ③ 事業年度末に開催する取締役会において次年度の年間スケジュールを確定し、各取締役に通知すること。
- ④ 審議項目数及び開催頻度を適切に設定すること。
- ⑤ 審議時間は十分に確保できるよう審議項目の整理や開催時間の変更等の対応を行うこと。

8. 情報入手と支援体制

当社取締役・監査役は、その役割・責務を果たすため、必要に応じて、会社に対して追加の情報提供を求めることとします。

かかる求めに応じるため、当社は、重要文書取扱規程に基づき保存・保管された取締役の職務執行

に係る情報を、取締役・監査役が常時閲覧することができる体制を確保します。また、当社監査役が、取締役会のほか、部門別グループ経営会議、CSR・コンプライアンス委員会等重要会議へ出席し、意見を述べるができる機会を確保します。更に、当社の取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人が、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事実、内部通報制度に基づき通報された事実等を直ちに当社監査役に報告をする体制を整備します。加えて、当社監査役が、当社取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人に対して、必要な情報の提供を求めることができる体制を構築します。

当社は、当社監査役から補助使用人を置くことを求められた場合には、専属の補助使用人を配置する体制を整備します。補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する決定については、予め当社の監査役の同意を得るものとします。補助使用人は、当社の監査役の職務を補助するにあたって、当社の監査役の指揮命令にのみ服するものとします。

当社取締役会・監査役会は、かかる体制の運用状況を監督し、各取締役・監査役への円滑な情報提供の確保を図ります。[4-13]

- (1) 当社取締役は、取締役会に上程された議案の上程部門や担当取締役に対して、必要に応じて、追加の情報を求めます。
当社監査役は、法令に基づく調査権限の行使や監査室・外部会計監査人との連携等によって、監査を行うために必要な情報の収集に努めます。[4-13①]
- (2) 当社は、当社取締役・監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等を請求することができる体制を整備します。当社は、当該取締役・監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。[4-13②]
- (3) 内部監査部門である監査室は、内部監査の監査結果を取締役・監査役へ報告します。また、取締役・監査役から特別に求められた事項についても監査を行い、その結果を当該取締役・監査役に報告し、連携を確保します。
また、社外取締役と社外監査役が必要な情報を入手し、社内との連絡・調整や互いの連携を的確に行えるよう、経営戦略企画室・監査役室が対応します。[4-13③]

9. 取締役・監査役のトレーニング

当社取締役・監査役は、その役割・責務についての理解を深め、必要な知識の習得や更新等の研鑽に努めます。

当社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行う体制を整備します。

当社取締役会は、かかる体制が適切に確保されているか否かを監督します。[4-14]

- (1) 当社取締役・監査役は、就任時及び就任以降も継続的に、その役割の理解や、就任後も必要となる当社の事業・財務・組織等に関する知識習得に努めるとともに、第三者機関が主催するセミ

ナーへの参加を含め必要な知識の習得に努めることにより、適切な更新を行っております。

加えて、社外取締役・社外監査役が新たに就任する際には、当社グループの経営戦略、経営計画、事業内容、財務内容等の説明や、当社グループの主要拠点の視察の機会を設け、当社グループに関する知識の習得を支援しております。[4-14①]

- (2) 当社は、取締役・監査役が、会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングを受ける機会を継続的に提供することを基本方針とします。[4-14②]

第6章 株主との対話

1. 基本的な考え

当社は、株主総会の場合以外においても、株主との間で建設的な対話を行います。当社取締役は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行います。また、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めます。[5]

2. 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主からの対話の申込みに対しては、必要に応じて、合理的な範囲で対応するよう努めます。当社取締役会は、株主との建設的な対話に関する方針を定め、株主との対話の促進に努めます。[5-1]

- (1) 当社は、株主との実際の対話の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、IRを管掌する取締役が、必要に応じて、合理的な範囲内で、面談に臨むことを基本とします。[5-1①]
- (2) 当社取締役会は、以下の方針を定め、株主との建設的な対話の促進に努めます。[5-1②]
- ① 株主との対話全般については、IRを管掌する取締役がその統括を行い、建設的な対話の実現に努める。
 - ② 株主との対話を合理的にかつ円滑的に行うために、コーポレートコミュニケーション室をIR専任部署とし、IRに関連する部署間の連携に努める。
 - ③ 投資家説明会やIR活動の充実に積極的に取り組む。
 - ④ 投資家等との対話を通じて得られた意見や質問等は、取締役会に対して適宜フィードバックを行う。
 - ⑤ 株主との対話に際しては、インサイダー取引防止を目的とした社内規程「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程」に従って、未公表の重要事実に関する情報を取扱い、漏えい防止に努める。

(3) 当社は、必要に応じて、期末の株主名簿をもとに実質株主判明調査を行います。[5-1③]

3. 経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は、経営戦略や経営計画の策定・公表にあたって、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行います。[5-2]

第7章 改廃

本基本方針の改廃は、取締役会の決議によることとします。但し、部署名の変更等の軽微な変更及び他の規程等の改定による本旨の変更が伴わない変更等は、代表取締役の決定によることとします。

※ [] の数字はコーポレートガバナンス・コードの原則番号。